



観 参 第 8 6 4 号
令和元年12月17日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

北朝鮮への旅行について

標記について、我が国では北朝鮮への渡航自粛要請を含む一連の独自の対北朝鮮措置を現在も実施しております。

外務省の海外安全情報（危険情報）も「渡航を自粛してください。」となっており、観光庁においても、平成28年2月12日付け観参679号を発出し、北朝鮮を目的とする企画旅行については、企画・実施しないこと、手配旅行についても、外務省の海外危険情報を書面で交付し、その趣旨及び内容を説明し、取りやめるよう勧めることとなっております。

この取り扱いは、現在も変わっておりませんので、海外渡航が増加する年末年始、東アジアにおける旧正月等を控え、改めて登録旅行者等への周知徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会については、別添のとおり周知依頼済みです。

